

平成25年3月1日
関東森林管理局

関東森林管理局における建設工事の技術者の専任等に係る取扱い について

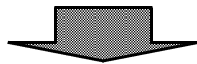
関東森林管理局では、主任技術者及び監理技術者の取扱い並びに現場代理人の常駐義務の緩和について、次のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

なお、個別の取扱いについては、当該入札公告における資格確認申請書の提出先にお問い合わせ下さい。

1. 建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについて

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は接近した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。



- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の接近した場所において同一の建設業者が施工する工事について、発注者が建設業法施行令第27条第2項が適用されると判断した場合、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができることとします。
(注：監理技術者には適用されません。)
- (2) (1) の場合において、一の主任技術者が監理することができる工事（専任の必要な工事（二千五百万円以上）の場合）の数は2件程度とします。
- (3) 上記取扱いについては、平成25年3月1日以降入札公告する関東森林管理局管内の工事について適用します。

2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について（再周知）

関東森林管理局では、平成23年5月20日以降から国有林野事業工事請負契約約款に、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（約款第10条第3項）を追加しています。

具体的にどのような場合に常駐義務を緩和するかについては、受注者から現場代理人に付与された権限の範囲や、工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易等を踏まえて発注者が判断しますが、その基本的な考え方は次のとおりです。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和できることが考えられます。
- (2) (1) 以外にも、次の①及び②をいずれも満たす場合には、常駐義務を緩和することが考えられます。
 - ① 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと
 - ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について（再周知）

建設業法第26条に定める現場に置く主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、請負代金の額が2千5百万円以上の一定の建設工事については、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされていますが、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第315号。以下「運用マニュアル」という。）に基づき、関東森林管理局においても監理技術者等の専任を要しない期間について、仕様書又は現場説明書若しくは打合せ記録簿等の書面に次に掲げる期間について明記されている場合は、たとえ契約期間中であっても工事現場への専任は要しません

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しません。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間

問い合わせ先 関東森林管理局

治山課治山技術専門官（電話027-210-1191）

森林整備課設計指導官（電話027-210-1193）

経理課契約適正化専門官（電話027-210-1149）